

初任者訪問看護師の現任教育に係るアウトリーチ支援事業 実施要項

公益社団法人鳥取県看護協会

鳥取県訪問看護支援センター

1. 目的

鳥取県訪問看護支援センターアドバイザー等（以下「アドバイザー」と称する）が、管理者（育成担当者）並びに初任者訪問看護師に対して、現任教育に係るアウトリーチ支援を行うことで、初任者訪問看護師の定着や訪問看護師としての質の向上を図る。

2. 対象

初任者訪問看護師が在籍する訪問看護ステーション

※当事業における初任者訪問看護師とは、初めて訪問看護に従事する3年以内の看護師とする。

3. 内容

- ① アドバイザーが訪問看護ステーションに出向き、初任者訪問看護師の指導を行う。
- ② 管理者（育成担当者）に対し、現任教育に関して困っていることや、助言・指導を受けたいことなどへのアドバイスをを行う。
- ③ 4回程度の支援を実施する。

4. 実施手順

- ① 参加を希望する訪問看護ステーションは、申込書（様式1）を訪問看護支援センターに提出をする。
- ② 訪問看護支援センターは、申込書の提出を受け、訪問看護ステーションと具体的な日程や希望する支援内容を確認する。
- ③ 支援の流れ
第1回：管理者（育成担当者）は、初任者訪問看護師と共にアドバイザーと面談し、支援目標や支援内容を協議する。協議をもとに、アドバイザーはアウトリーチ支援事業計画・実施報告書（様式2）を作成する。
第2回～第3回又は第4回：アウトリーチ支援事業計画・実施報告書（様式2）に沿ってアドバイザーが居宅訪問に同行し、初任者訪問看護師へ助言や指導を行う。初任者訪問看護師は、アウトリーチ支援事業記録（様式3）に指導を受けたことや学んだことを記録する。
第4回：管理者（育成担当者）は、初任者訪問看護師やアドバイザーと共に事業を振り返り、今後の教育計画に反映させる。
- ④ 訪問看護ステーションは、アウトリーチ支援事業報告書（様式4）を記載し、初任者訪問看護師が記載したアウトリーチ支援事業記録（様式3）と併せ、2週間以内に訪問看護支援センターに提出する。

5. 秘密保持について

- ① 当該事業で知り得た事業所に関する情報や、同行訪問をした利用者・家族の個人情報、当該事業に関する目的以外での使用は行わない。
- ② 当該事業で得られた成果や課題については、今後の鳥取県における訪問看護師育成・確保のための取り組みに反映させる。

6. 費用

無料